平成24年度

固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送しました

平成24年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日（火）に発送しました。

なお、平成22年度からコンビニエンスストア（一部を除く）でも納付できるようになりました。これに伴い、納付書をつづらずに送付しています。紛失や、納付の順番間違いにご注意ください。

※口座振替の方は変更ありません。

◆納税義務者

平成24年度分の固定資産税・都市計画税の納税義務者は、平成24年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方です。

◆税額の求め方

課税標準額（固定資産の価格など）×税率

※税率は、固定資産税が1.4％、都市計画税が0・27％です。

◆住宅用地の特例措置

平成24年1月1日現在、居住用の家屋が建っている土地（住宅用地）には、課税標準額が軽減される特例措置がとられています（表1）。

※住宅を取り壊して、さら地や駐車場にした場合は、軽減が受けられなくなります。また、平成24年1月1日をはさんで住宅の建て替えを行なった際も、軽減が受けられなくなる場合があります。

表1　住宅用地特例率

区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡まで）	6分の1	3分の1
一般住宅用地（住宅用地で200㎡を超える部分）	3分の1	3分の2

◆路線価の公開

市では、固定資産税路線価を無料で公開しています。

ところ　税務課（市役所2階）

◆土地の負担調整措置

土地の評価額が変わらなくても税額が上がることがあります。これは、税負担の公平を図るための調整措置が全国的に行われているためです。

以前の土地の評価水準は、市町村ごとに異なり、地価公示価格より相当に低い水準で評価されていました。しかし、平成6年度に制度が改正され、評価額を地価公示価格の7割程度とするよう全国的に統一されました。この改正により、納税者の税負担が急増することのないよう、課税標準額を評価額に緩やかに近づけていく調整措置が、現在も引き続き行われています。

課税標準額が、住宅用地は評価額（住宅用地特例率を乗じた額）の90％に、商業地（駐車場や店舗敷地など）は評価額の60％の水準に達すると、税額が据え置きになります。

◆道路に使用されている土地の固定資産税について

所有する土地の一部が、分筆しないまま公衆用道路として使用されている場合は、道路面積のわかる測量図面を添えて、申告してください。所定の要件を満たしている場合、翌年度から固定資産税・都市計画税が非課税になります（図1）。

図1　道路に使用されている土地のイメージ

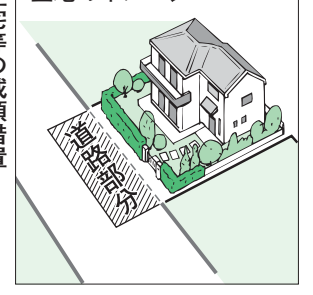

◆新築住宅等の減額措置

新築住宅のうち、一定の要件を満たす住宅の固定資産税を、一定期間減額します。また、認定長期優良住宅を新築した場合は、申告により、減額される期間がより長くなります（表2）。

表2　新築住宅等の減額措置

	要件	
	新築住宅	新築された認定長期優良住宅
住宅の種類	専用住宅、居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅、一戸建以外の貸家住宅	左の住宅のうち、建築指導事務所から長期優良住宅建築等計画の認定を受けて新築された住宅
居住部分の床面積	50㎡（1戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下	
減額される範囲	住宅として用いられる部分の床面積が120㎡までのものはその全部、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分	
減額される期間	●一般住宅（下記以外の住宅）…新築後3年度分 ●3階建以上の耐火構造および準耐火構造住宅…新築後5年度分	●一般住宅（下記以外の住宅）…新築後5年度分 ●3階建以上の耐火構造および準耐火構造住宅…新築後7年度分
減額される割合	家屋にかかる固定資産税額が2分の1減額	

※認定長期優良住宅に対する減額措置を受けるためには、新築した年の翌年の1月31日までに申告書などを市役所へ提出する必要があります。

※平成20年1月2日～平成21年1月1日に新築された一般住宅、平成18年1月2日～平成19年1月1日に新築された3階建以上の耐火構造および準耐火構造住宅は、平成24年度から減額の適用がなくなり全額課税となります。

◆耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った住宅の固定資産税を減額

減額措置を受けるには、原則として改修工事完了後、3か月以内の申請が必要です。

※要件や提出書類など、詳しくはお問い合わせください。

◆償却資産

市内で事業を経営している法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。

これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象となっています。

問合せ　税務課土地評価係☎042（346）9524、家屋評価係☎042（346）9525、庶務係（償却資産）☎042（346）9521

教育に関するアンケートの結果まとまる

教育委員会では、昨年11月に実施したアンケートの結果を報告書としてまとめました。今後は、この結果などを活用して、小平市教育振興基本計画を策定していきます。

※報告書は、市政資料コーナー（市役所1階）、東部・西部出張所、教育庶務課で閲覧できます。また、小平市ホームページでもご覧になれます。

なお、市政資料コーナー、東部・西部出張所では、1部7百50円で販売もしています。

問合せ　教育庶務課☎042（346）9568

審議会などの日程

それぞれ傍聴できます。

◆第1回　青少年センター運営等協議会

とき　5月18日（金）　午後3時～5時

ところ　市役所3階庁議室

定員　10人

申込み　当日、会場へ（先着順）

問合せ　青少年男女平等課☎042（346）9618

◆5月　教育委員会定例会

とき　5月22日（火）　午後2時から

ところ　市役所5階504会議室

定員　20人

申込み　当日、午後1時40分から、問合せ先で受付（先着順）

問合せ　教育庶務課☎042（346）9568

◆第2回　公民館運営審議会

とき　5月22日（火）　午後6時45分から

ところ　中央公民館会議室

定員　5人

申込み　当日、午後6時35分に、会場で受付（申込み多数の場合は抽選）

問合せ　中央公民館☎042（341）0861

◆第1回　男女共同参画推進審議会

とき　5月24日（木）　午後2時～4時

ところ　市役所3階庁議室

定員　10人

申込み　当日、会場へ（先着順）

問合せ　青少年男女平等課☎042（346）9618

◆第3回　行財政再構築推進委員会

とき　5月25日（金）　午前10時～正午

ところ　市役所5階505会議室

定員　10人

議題　平成24年3月末現在の第2次行財政再構築プランの進捗状況について

申込み　当日、会場へ（申込み多数の場合は抽選）

問合せ　行政経営課☎042（346）9756

◆第1回　子育て支援協議会

とき　5月31日（木）　午後1時30分から

ところ　市役所6階大会議室B

定員　10人

申込み　当日、会場へ（申込み多数の場合は協議会開始時に抽選）

問合せ　児童課☎042（346）9821

ご利用ください

住宅の耐震診断・改修、ブロック塀改修

◆木造住宅の耐震診断費用を補助

対象者　対象住宅を所有する個人（複数の個人が共有する場合を含む）

対象住宅　昭和56年5月31日以前（旧建築基準）に建築された、市内の住宅・共同住宅・併用住宅（現に人が住んでいるものに限る）で、市が指定する診断機関による耐震診断を実施するもの

診断機関　㈳東京都建築士事務所協会北部支部または東京都木造住宅耐震診断事務所の登録制度に基づく耐震診断事務所

補助金額　診断費用（消費税を除く）の2分の1に相当する額（限度5万円）

※診断費用は診断の種類、住宅の規模・程度により異なります。

※補助を希望する方は、必ず、事前にお問い合わせください。

問合せ　防災安全課☎042（346）9519

◆木造住宅の耐震改修費用を補助

対象者　対象住宅を所有する個人（複数の個人が共有する場合を含む）

対象住宅　昭和56年5月31日以前に建築された、市内の住宅・共同住宅・併用住宅（現に人が住んでいるものに限る）で、市が指定する診断機関による耐震診断を実施したもの

診断機関　㈳東京都建築士事務所協会北部支部または東京都木造住宅耐震診断事務所の登録制度に基づく耐震診断事務所

補助金額　改修費用（消費税を除く）の3分の1に相当する額（限度30万円）

※同一の住宅に対して1回限りで、今年度の予算の範囲内とします。

※ほかに、所得税の特別控除制度や固定資産税の減額措置があります。

※補助を希望する方は、必ず、事前にお問い合わせください。

問合せ　防災安全課☎042（346）9519

◆ブロック塀などの改修費用の補助

対象　次の条件すべてに該当するブロック塀などの撤去・改修

▽市内にある一般の通行に利用されている道路に接している

※該当しない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

▽基礎部分を除く高さが1㍍以上である

補助金額　左表のとおり

※補助は、同一の敷地に対し、1回限りです。

また、ほかの補助制度と重複して受けることはできません。

※補助を希望する方は、必ず、事前にお問い合わせください。

問合せ　防災安全課☎042（346）9519

ブロック塀などの改修費用の補助金額

内容	補助金額
撤去	経費の9割以内（長さ1メートル当たり6千円、1件当たり12万円が限度）
改修	経費と1メートル当たり3万円×改修した長さを比較して、少ない額の5割以内（1件当たり30万円が限度）

あたたかいご寄付・ふるさと納税ありがとうございました

次の方々から寄付をいただきました。市の施設で活用させていただくほか、健康福祉などの事業に幅広く使わせていただきます（敬称略、受付順）。

〈市の施設へ〉

▽集会用テント（1式）、一文字幕および袖幕（1式）　小平第三中学校PTA　▽折りたたみいす（30脚）㈱ジャパンケア小平仲町地域支援稲田雅成　▽逆上がり補助器（1台）　小平第二小学校PTA　▽テント（1式）　青梅信用金庫小平支店　▽河津桜（3本）、記念表示看板（1式）　東京小平ロータリークラブ　▽山ぼうし（2本）、まてばしい（2本）、山つつじ（10株）、さつき（10株）　ガールスカウト東京都連盟Fブロック（第76団・176団）　▽書籍「ローズの希望の魔法」（19冊）　21世紀政策研究所　シニア・アソシエイト　岡田晴恵

〈育英基金へ〉

▽20万円　青梅信用金庫小平支店

〈健康福祉基金へ〉

▽3万円　匿名　▽2万2千円　健康ゴルフの会　▽1千円　匿名　▽3万円　匿名　▽2万2千8百44円　T・K・C（唄心会・唄の城・唄の友）　▽百万円　匿名

〈公共施設整備基金へ〉

▽8万5千円　匿名

問合せ　財政課☎042（346）9504